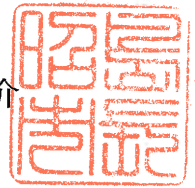


市道路線の供用開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、市道路線の供用を次のように開始する。

令和 8年 5月22日

昭島市長 白井伸介



記

- 1 道路の種類 市 道
- 2 路 線 名 市道東194号
- 3 敷地の幅員及びその延長 市道路線供用開始位置図のとおり
- 4 区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
場 所 都市整備部管理課
期 間 令和 8年 5月22日から令和 8年 6月 5日まで

市道路線供用開始位置図

<市道東194号>

供用開始前の表示

起点 武蔵野二丁目986番
 終点 武蔵野二丁目965番
 延長 442.16メートル
 幅員 2.73～6.00メートル

供用開始後の表示

起点 武蔵野二丁目986番
 終点 武蔵野二丁目965番
 延長 442.16メートル
 幅員 2.73～6.00メートル

供用開始する区間の表示

起点 武蔵野二丁目994番
 終点 武蔵野二丁目965番
 延長 30.73メートル
 幅員 3.35メートル

